長岡市立保育園・認定こども園・幼稚園連絡配信システム運用業務仕様書

1 基本事項

1-1 名称

長岡市立保育園・認定こども園・幼稚園連絡配信システム運用業務(以下、「本業務」という。)

1-2 業務目的

長岡市(以下、「甲」という。)の公立保育園・認定こども園・幼稚園(以下、「保育園等」という。)の保護者に対して、災害時や感染症流行時に緊急で連絡を配信するためのシステム環境を整備し、登録情報の安全な管理及びシステムに関する保守・サポートを提供するもの。

1-3 業務内容

本業務の内容は、以下の項目を一括して行うものとする。

(1) システム導入業務

- ア 物品調達業務 (システムに必要なライセンス、システムを調達すること)
- イ システム構築業務 (当市の運用に沿ったシステムの設定等を行うこと)
- ウ 導入試験業務 (運用開始前に保育園等の PC 端末を用いて適切な試験を実施すること)
- エ 操作研修業務(保育園等の職員を対象に操作研修を実施すること)
- (2) システム運用(保守)業務(システムを安定稼働させるために必要となる業務)

1-4 契約期間

契約締結日から令和4年3月31日までとする。ただし、令和4年度以降も継続使用の可能性あり。契約締結日からシステム運用開始の前日までは準備期間とし、設定作業は落札業者が行うこと。

1-5 運用開始時期

システムの運用開始時期は、令和3年7月1日とする。

ただし、同年6月中旬までに、システムの導入、初期設定を完了し、動作確認や テスト配信を完了させたうえで、職員の試験運用期間を設けるものとする。

1-6 履行場所

別紙保育園等一覧のとおり

1-7 機密の保持

- (1) 受託者(以下、「乙」という。)は、本契約において知り得た情報等を第三者に漏洩してはならない。本契約終了後も同様とする。
- (2) 乙は、甲が提供する資料等については、許可なく複写及び第三者への提供は

しないこと。

- (3) 乙は、本契約が終了した時には、サーバー内に保存されている本市に係るデータを復元が不可能となる消去方法でデータを完全に消去すること。
- (4) 乙は、長岡市個人情報保護条例(平成27年長岡市条例第31号)、長岡市財務規則(平成3年長岡市規則第15号)等の本市の関係規定並びに民法(明治29年法律第89号)、刑法(明治40年法律第45号)、著作権法(昭和45年法律第48号)及び不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第128号)等の関係法令を遵守すること。

1-8 疑義

本仕様書に定めがない事項及び疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上で決定するものとする。

2 システム仕様

2-1 概要

- (1) 保育園等を運営する他の地方公共団体において、導入・運用実績があるシステムとする。
- (2) ASP (アプリケーション・サービス・プロバイダ) サービスの形態で提供する こと
- (3) データは端末側に保持せずクラウド側にて保持すること。
- (4) データを保存するサーバの設置場所は国内のデータセンター等を利用すること。

2-2 機器類

- (1) システムの使用にあたっては当市で調達している端末から利用可能であること。
- (2) 各機器からシステムを利用するにあたっては、特定のソフトウェアを利用せず仮想 Web ブラウザによる利用とすること。

2-3 ネットワーク

- (1) 保育園等や保育課で利用する機能は、長岡市環境のインターネット(仮想Web ブラウザ上) から利用できること。
- (2) 保護者が利用する機能は、インターネット及びスマートフォン専用サイトから利用できること。
- (3) システムと利用者間の通信を暗号化すること。
- (4) 甲が許可した利用者のみにサービスを提供すること。
- (5) インターネット接続にあたっての回線整備、ネットワーク機器等の設定業務

は、乙が行うこと。

2-4 共通機能

- (1) PC・タブレット・スマートフォンのいずれからも同一の画面で操作が可能であり、端末ごとの操作方法を覚える必要が無いこと。
- (2) 保育課は特定の権限を持った専用のアカウント等により、各園の情報を閲覧・編集・ダウンロード・配信ができること。

2-5 保護者管理

- (1) 保護者向けにマニュアルを配布できるよう、印刷用データを提供すること。
- (2) 一園児につき複数の保護者情報が登録できること。

2-6 連絡配信機能

- (1) 保育園等及び保育課からの連絡を保護者に配信可能であること。
- (2) 保護者情報の登録・変更は、保護者が自ら行うこと。
- (3) クラスや任意に設定したグループ、個人単位での連絡配信ができること。
- (4) 連絡には写真・PDFの添付ができること。
- (5) 配信した連絡が読まれたかどうか確認できる、未読・既読確認機能があること。

2-7 セキュリティ

- (1) 配信等操作を行う際は、ユーザ ID 及びパスワードによる認証管理機能を 備えること。
- (2) ユーザ ID は権限が設定され、操作可能な項目を制御可能であること。
- (3) 保育課専用アカウントを利用し、全園の統合的な管理ができること。

3 導入作業

3-1 セットアップ

職員が各機器(保護者が利用するものを除く)のシステム利用設定を完了できるよう、必要に応じて設定支援を行うこと。

3-2 操作マニュアル

- (2) 操作マニュアルは極力専門用語を用いず、IT 知識の乏しい者にも理解しやすい平易な記述とし、実際の画面キャプチャーを用いて分かりやすく説明すること。
- (3) 機能の修正などがあった場合には、該当部分を更新した操作マニュアルを速やかに作成し、提供すること。

3-3 操作研修及び支援

- (1) 保育園等の職員を対象とした操作研修を2回行うこと。また、操作研修後の問い合わせにも随時対応すること。 なお、研修内容については契約時において協議して決定する。
- (2) システムの円滑な運用のため、サポート体制を確保し、迅速に支援すること。

4 運用保守

4-1 管理体制

- (1) 通常の問い合わせ対応は、平日8時30分から17時15分とし、24時間365日 の運用監視体制を備え、システムの障害発生時には、問題の切り分けや適切な 対応が可能な体制を確立すること。ただし、システム保守等のため運用停止時 間が必要となる場合には、事前に甲へ申し入れること。
- (2) 保育園等・保育課からの問い合わせを受け付ける体制を確立すること。
- (3) 固定電話・携帯電話からの問い合わせを可能とし、電子メール等による問い合わせにも対応すること。

4-2 障害対応

- (1) 障害発生時の連絡体制及び対応フロー等をあらかじめ定めること。
- (2) 障害が発生した場合には速やかに甲に報告し、早期復旧を図ること。
- (3) 復旧に必要な情報すべて(データ及びOS、アプリケーション等)を、自動的 にバックアップ保存すること。
- (4) データについては毎営業日(少なくとも週に1度はフルバックアップをとること)、その他については、少なくとも月に1度、または、設定、構成変更の都度バックアップを取ること。さらに、月に1度はバックアップが適切に取られていることを確認すること。
- (5) ネットワーク経由で遠隔地にバックアップを送る場合は、受託者が回線費用を 負担し、暗号化を施す等セキュリティ対策を講じること。
- (6) 内外からのアクセスを監視し、不正アクセス、異常アクセスなどが発生した場合には速やかに甲に報告し、対応すること。

4-3 システム保守

- (1) システムのバージョンアップ(機能改善、バグ対応等)がある場合には、事前に 通知した上で行うこと。
- (2) クライアント OS や Web ブラウザのバージョンアップに随時対応すること。
- (3) 国の関係法令等に従いシステムのメンテナンスを行うこと。
- (4) 各バージョンアップ・メンテナンスに係る費用は本契約に含むものとする。

令和2年度 保育園等一覧

保育園名	郵便番号	住 所	電話番号	FAX番号	利用定員	児童数	職 員 数 (システム利用 想定者のみ)
南部保育園	940-0087	千手 2-9-4	32-3193	電話と同じ	55	46	7
北部保育園	940-0022	東新町 3-1-1	32-3598	п	44	52	10
けさじろ保育園	940-0033	今朝白 2-9-28	32-0054	89-7250	87	78	12
中沢保育園	940-0853	中沢 2-1913-4	33-1045	電話と同じ	75	62	7
山本保育園	940-0805	浦瀬町 774	44-8051	Л	72	63	6
栖吉保育園	940-0821	栖吉町 2585-1	32-1986	ŋ	31	13	3
昭和保育園	940-0092	昭和2-2-5	32-3989	ŋ	26,	21	4
上除保育園	940-2033	上除町 3638-1	46-2411	46-2433	143	141	21
山通保育園	940-0822	柿町 650-1	33-5432	電話と同じ	85	75	10
三和保育園	940-1151	三和 2-11-30	34-3272	"	47	39	9
富曽亀保育園	940-0884	亀貝町 404-1	24-7480	IJ	52	51	7
中貫保育園	940-0827	悠久町 2-127	32-2190	IJ	89	74	9
宮本保育園	940-2042	宮本町 1-甲8	46-5340	<i>II</i>	47	35	4
十日町保育園	940-1131	十日町 1778	22-3170	n,	20	17	3
新組保育園	940-0893	福井町 974-1	24-3371	n n	38	37	6
下川西保育園	940-2475	花井町 1081-4	29-1900	JJ .	22	15	3
石坂保育園	940-1115	村松町 2467-3	22-0011	JJ .	20	11	3

保育園名	郵便番号	住 所	電話番号	FAX番号	利用定員	児童数	職員数 (システム利用 想定者のみ)
中之島保育園	954-0124	中之島430 - 1	66-2366	電話と同じ	123	114	16
上通保育園	954-0145	大口248 - 1	24-1210	, n	50	50	9
みずほ保育園	954-0175	中野西甲700	61-4100	61-4101	60	86	14
信条保育園	954-0221	信条東221	0256- 97-2846	J	37	30	4
来迎寺保育園	949-5411	来迎寺3568	92-2254	92-2431	73	64	8
塚山保育園	949-5123	塚野山850−3	94-2006	94-2012	29	21	4
こしじ保育園	949-5406	浦4800	92-2221	92-3329	140	132	19
岩塚保育園	949-5414	飯塚2811	92-4430	92-4621	65	59	7
白山保育園	949-5411	来迎寺1706-2	92-4835	92-4851	125	116	15
みしま南保育園	940-2316	鳥越 718-1	46-4220	46-4362	20	17	4
みしま北保育園	940-2323	三島上条 204-2	42-2670	42-3547	23	19	3
ひまわり保育園	949-5216	小国町相野原139-1	95-2029	41-9180	90	72	10
おおこうづ保育園	959-0141	寺泊敦ケ曽根671	0256- 97-3176	0256- 97-3197	94	90	. 14
東川口保育園	949-7504	東川口1979-115	89-2028	電話と同じ	92	76	10

認定こども園名	郵便番号	住 所	電話番号	FAX番号	利用定員	児童数	職員数 (システム利用 想定者のみ)
和島こども園	949-4511	小島谷2846	74-3668	74-3621	105	85	12

幼 稚	園 名	郵便番号	住 所	電話番号	FAX番号	利用定員	児童数	職員数
与 板:	幼稚園	940-2402	与板町与板甲95	72-4078	電話と同じ	30	17	3